

竹山16-2団地管理組合法人 駐輪場使用細則

(目的)

第1条 当細則は、管理規約第15条の規定に基づき、竹山16-2分譲住宅の駐輪場の管理又は使用に関し、必要な事項を定めることにより、団地建物所有者及び占有者（以下「居住者」という。）の共同の利益を維持し、良好な環境を保持することを目的とする。

(駐輪場への駐輪義務等)

第2条 居住者は、その保有する自転車・原動機付自転車・自動二輪車・ベビーカー・三輪車等（以下「自転車等」という。）を駐輪場以外の共用部分等に駐輪してはならない。

2 居住者は、駐輪場のあらかじめ指定されている区画内に、その保有する自転車等を駐輪しなければならない。

(駐輪場の使用)

第3条 駐輪場を使用できる者は、当細則に基づく理事会の承認を得た居住者のみとする。

2 駐輪場の使用に関して問題が生じた場合は、理事会が調整するものとする。

(使用の申込み等)

第4条 居住者は、駐輪場を使用しようとするときは、管理組合に別記様式による書面を提出して申込みをしなければならない。使用区画の決定は、この申込書の提出により、順番に従って使用区画が割り当てられるものとする。

2 前項の規定は、承認を受けて駐輪場を使用することのできる期間（以下「使用期間」という。）が終了する場合において、駐輪場使用者が駐輪場の使用を継続しようとするときにも準用する。駐輪場使用者が駐輪場に駐輪する自転車等を変更しようとするときも、同様とする。

3 駐輪場の解約は、解約届の提出をもって成立するものとする。但し、解約届を提出せずに転居した場合は、解約したものとみなす。

4 駐輪場使用者は、理由の如何を問わず、使用权を譲渡、転貸は出来ないものとする。

5 理事会は、理事会の定める当該期間の1ヶ月前から当該期間中の適当な時期に、居住者に対して駐輪場使用の申し込み、及び使用料、支払い方法について公示しなければならない。

(使用の承認)

第5条 理事長は、前条の申込みが規約及びこの細則の規定に違反しないときは、駐輪場の使用を承認するものとする。

2 理事長は、前項の承認に際し、理事会の決議を経て、駐輪場使用者が使用する駐輪場所・区画をあらかじめ指定することができる。理事会は、指定駐輪場所・区画を指定するときは、別記様式による駐輪場使用承認書（以下「承認書」という。）に、その旨を記載

しなければならない。

- 3 駐輪場使用者は、原則として使用する駐輪場の指定区画の変更を求めることができない。
- 4 使用期間は、毎年4月1日から翌年の3月末までの1年間とする。但し、使用期間が1年に満たない場合（使用期間の途中で駐輪場の使用申込みがされた場合をいう。）にあっては、承認を受けた日の属する月から1年を超過しない期間の3月までとする。

（駐輪場使用料等）

- 第6条 駐輪場使用料は、月額とし、使用期間が1ヶ月に満たない場合においても、月額使用料を徴収する。駐輪場使用料の支払い方法は、半年分前払いとし、4月、10月の半年毎に、管理組合が戸別集金をを行い、管理組合の口座に納入するものとする。但し、途中で申し込みの場合は、半年分の申し込み月から残月分を徴収するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、駐輪場使用料、賦課徴収方法その他の駐輪場の管理、又は使用に関する事項（これらの変更に関する事項を含む。）について団地総会の決議があったときは、駐輪場使用者は、これに従わなければならない。
 - 3 使用料金は、修繕費、管理業務費等を算入して、自転車等の種類によって区分し設定する。1区画1ヶ月200円とし、使用区画数に応じた使用料金とする。

使用区画数	自転車等の種類	使用料金
1区画に複数駐輪	子ども用自転車、三輪車、ベビーカー、歩行補助車など。	200円
1区画使用	自転車	200円
2区画使用	原動機付き自転車、自動二輪車	区画数×200円
3区画以上使用	大型自動二輪車等	区画数×200円

1区画に複数台駐輪する場合は、両側の区画線内に駐輪できることを条件とする。また1区画を複数の居住者で使用する場合は、1区画2世帯までとし、この場合の使用料は1世帯100円とする。

（使用者の義務・禁止事項）

- 第7条 駐輪場使用者は、駐輪場に自転車等の部品その他の物品を放置してはならない。
- 2 駐輪場には、揮発性油等発火性又は引火性の高いもの、その他の危険物を持ち込んではない。
 - 3 駐輪場使用者は、駐輪場の整理整頓に努め、他の駐輪場使用者又は第三者に迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 理事会の承認を受けて使用する居住者は、承認を受けた自転車等に理事会が発行するシールを貼らなければならない。

（自転車等の撤去等の履行）

- 第8条 居住者が、第2条及び前条の義務を履行しない場合において、本項から第3項までの規定する措置以外の方法によって、その履行を確保することが困難であり、かつ、その不

履行を放置することによって区分所有者等の共同の利益を著しく害することが明らかであるときは、理事会は、自ら自転車等及び残存物の移動、その他の必要な措置を講じ、又は、第三者をしてこれを講じさせることができるものとする。

- 2 前項の規定による措置をするには、相当の履行期限を定め、その履行期限までに履行がなされないときは、当該措置をなすべき旨を示して、あらかじめ駐輪場および所定の掲示場所に掲示して警告しなければならない。
- 3 当該区分所有者等が前項の期限までにその義務を履行しないときは、理事長は、理事会の決議を経て、当該措置をする時期を示して、駐輪場および所定の掲示場所に掲示することにより通知するものとする。
- 4 前項の場合、理事会に異議及び賠償請求等の申し立てをすることができないものとする。

(保管等の責任)

第9条 駐輪場における自転車等の保管及び処分等については、駐輪場使用者の責任において行わなければならない。

- 2 理事会は、自転車等及び駐輪場内に放置された貴重品、その他物品の盗難等の損害、人身事故についてその責任を一切負わない。

(駐輪場の修繕)

第10条 理事会は駐輪場が、安全かつ健全な運営のために、理事会の決議により修繕を行うことができる。

- 2 前項にかかる費用は、駐輪場使用料金の積立金で充当することを基本とし、必要に応じて修繕積立金を充当することができる。

(事務の委任)

第11条 理事会は、当細則に定める事務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

(駐輪場使用料の長期滞納者に対する措置)

第12条 駐輪場使用料の1年以上長期滞納者の措置として、理事会の決議により使用承認を取り消し、本細則の8条の規定を適用する。また管理規約第76条にそってすすめることができる。

(細則外事項)

第13条 当細則に定めのない事項が生じた場合には、理事会で協議し決定するものとする。

(細則の改廃)

第14条 当細則の改廃は、団地総会に出席した組合員の2分の1以上で決する。

(付則)

第1条 当細則は、2006年4月1日より効力を発する。

改定履歴

2010年5月30日 一部改定

2015年5月 使用料金の改定

2017年5月21日 法人化により、一部改定